

## 資料 1－3

### 「金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会」の運営について（案）

2025 年 6 月 10 日

### 金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会

「金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の運営については、懇談会設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

#### 1. 議事の公開

懇談会は、原則として非公開とする。

#### 2. 議事要旨の作成、確認

- (1) 事務局は、懇談会終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) メンバーおよび出席者は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。

#### 3. 議事要旨および資料の公表

- (1) 議事要旨（発言者名を付さない。）および資料は、原則として、会員に通知するとともに、本協会ホームページへの掲載により公表するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、懇談会の審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他座長が必要と認めるときは、議事要旨および資料の全部または一部を通知、公表しないものとすることができる。

#### 4. その他

上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以　　上